



つちや通信

2011年7月発行 第41号

土屋税理士事務所
アイフィールド有限会社
福山市西深津町5-6-2
TEL : 084 - 923 - 6948
<http://www.ai-field.co.jp/tutiya>

今年は電力不足による節電意識も高まり、皆様もさまざまな形で節電に取り組まれていることだと思います。

とはいっても、熱中症などの問題も深刻で、エアコン対策は特に難しいところです。これからどんどん暑くなりますので、体調と相談しながらこの夏を乗り切ってください。

所得税の予定納税

7月は、所得税の予定納税の時期です。所得税の予定納税は、すべての納税者が対象となるわけではありません。

それではどのような方が予定納税の対象となるのか、今回お知らせしたいと思います。

簡単に言うと、個人の前年分の税額が15万円以上ある場合に、その一部を予め納付する制度をいいます。

該当する方には6月15日までに税務署から書面で通知されています。

ここからがポイント

所得税の予定納税額の減額申請

予定納税の計算方法は、今年の実績が反映されているわけではありません。

そのため、前年ほど今年は儲からない、扶養親族の増加など、予定納税基準額よりも下回ると見積もることが出来る場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。

特に東日本大震災で直接被災されていない個人事業主であっても、間接的に事業が停滞している場合には、減額申請を視野に入れる必要があるでしょう。

手続き

第1期分及び第2期分の減額申請を行う場合には、7月1日から7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署へ提出する必要があります。

この申請書には、所得金額等の見積りを記載する欄や、見積りの基礎となった資料を添付する必要があるため、感覚だけでこの申請書を提出することはできません。

事業低迷が理由であれば帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があるでしょう。



知られているようであり知らない…

役員給与について

業績や資金繰りの悪化などを理由に、事業年度の途中で役員報酬などの減額を検討している企業もあるのではないかでしょうか。

しかし、会社が役員に対して支払う給与には、税法上さまざまな制限がなされており、規定に従わないと「給与が経費にならなくなる」というような厳しいものです。

なぜこのように厳しいかというと、中小企業では役員の給与は自由にかえることができ、会社の利益を操作してしまうからです。

平成18年度以前であれば、「下げるのなら大丈夫！」といわれていましたが、法改正で条件が厳しくなっています。下げた場合でも経費にならない部分が出てくる可能性がありますので注意が必要です。

ここで覚えていただきたいことは2つです。

◎役員報酬を経費と認めてもらうには、「毎月同じ額を支払う」という条件をクリアする。

◎支払額を変更できるのは「事業年度開始の日から3ヶ月以内」です。

(これ以外にも変更できる場合がありますが、特別な事由が発生した場合なのでここでは省略します。)

事業年度開始日が4月1日の場合

同額											
50万円	50万円	50万円	80万円								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改定											
ここまで(3ヶ月以内)の増額・減額が原則となります。											

もうお分かりの通り、役員の賞与や年一回という形での給与、歩合給といった変動するものは経費に認めてもらえない。

最近は税務調査でも、役員給与を変更した証拠書類として株主総会の議事録を確認する増えていますし、社会保険の算定基礎届を出す場合にもこの議事録が必要になる場合がありますので、作成するようにしましょう。



住民税を特別徴収している場合は6月が変更時期です。市区町村から送られてくる通知書に基づいて変更して下さい。

源泉所得税の納期特例の承認を受けている場合、1月～6月分の納付期限は7月11日(月)です。合わせて確認をお願いします。

次のような方を ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけていたりで大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい





毎年6/1～7/10の間に労働保険の年度更新を行うことになっています。

『労働保険の申告は集計や計算がめんどくさい』と思われている皆様へ今回は、便利な集計機能をご紹介します。

はじめに・・・労働保険の集計期間を確認します。

ツールバーの【設定】から【給与規定】の【労働保険】タブにある『労働保険の集計期間』の中の変更ボタンをクリックしてください。

『集計期間の変更』ダイアログが表示されたら給与の支払が[当月払い]の場合はチェックをはずしましょう。

逆に、[翌月払い]の場合はチェックを入れてください。

こうすることで、対象となる賃金の集計期間を原則的な方法で集計することができます。

労働保険料の計算の基礎となる賃金集計表を作成しましょう。

※ ここでは【翌月払い】を例にあげています。

【集計】メニューの『労働保険料集計資料』から『労保料算定基礎賃金集計表』をクリックします。

集計ボタンをクリックしましょう。
すると、労働保険の計算の基礎となる賃金が集計されます。

労災保険対象労働者数及び賃金						
常用労働者	役員労働者	臨時労働者	合計			
人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数
平成22年 5月度給与	9 289,708	1 88,550	0 0	0 10	2,98	
平成22年 6月度給与	9 3,077,098	1 88,550	0 0	0 10	3,16	
平成22年 7月度給与	9 292,3425	1 88,550	0 0	0 10	3,01	
平成22年 8月度給与	9 274,9400	1 88,550	0 0	0 10	2,83	
平成22年 9月度給与	9 292,7200	1 88,550	0 0	0 10	3,01	
平成22年 10月度給与	9 3,151,004	1 88,550	0 0	0 10	3,23	
平成22年 11月度給与	9 3,147,215	1 88,550	0 0	0 10	3,23	
平成22年 12月度給与	9 3,107,605	1 88,550	0 0	0 10	3,19	
平成23年 1月度給与	9 3,107,605	1 88,550	0 0	0 10	3,19	
平成23年 2月度給与	9 3,107,605	1 88,550	0 0	0 10	3,19	
平成23年 3月度給与	9 3,107,605	1 88,550	0 0	0 10	3,19	
平成23年 4月度給与	9 3,107,605	1 88,550	0 0	0 10	3,19	
夏季賞与	9 3,028,800	1 516,000	0 0	0 10	3,54	
冬季賞与	9 3,268,800	1 516,000	0 0	0 10	3,78	
合計	42,702,675	2,094,600	0 0	0 10	44,79	

後はこの「集計表」を印刷して、合計額を申告書に転記するだけです。

印刷した「集計表」は申告書に同封されている「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」の代わりとなりますので、大切に保管しましょう。

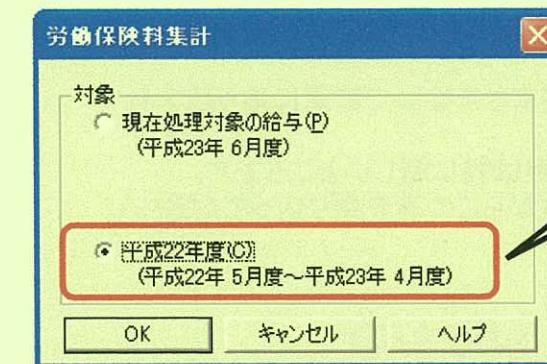
(注)この「集計表」は現在、従業員情報で設定されている従業員区分によって集計されます。

したがって、期中に従業員区分を変更した場合、過去の賃金は変更後の従業員区分で再計算されます。

過去の賃金台帳との確認も必ず行いましょう。

次に労働保険料の集計表を作成しましょう。

まず、【集計】メニューの【労働保険料集計資料】から【労働保険料集計表】をクリックします。その中の集計ボタンをクリックすると、『労働保険料集計』ダイアログが表示されます。



「平成 22 年度」選択し、
OK をクリック！



すると・・・

	保険料算定基礎額	保険料率	合計	被保険者分	事業主分
労災保険料	44,797,000	3.000	134,391		134,391
雇用保険料	44,797,000	11.000	492,767	179,188	313,579
労働保険料合計		14.000	627,158	179,188	447,970

「確定」、「概算」保険料の切り替えはこのボタンにチェックを入れて行いましょう。

簡単に集計できました！

この集計表も印刷して、申告書で計算した保険料の確認などに役立てましょう。

補足

平成23年度労働保険料率として適用される料率は、前年度から変更はありません。